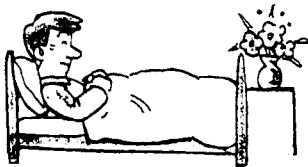


☆医療費の支払が高額なとき  
高額療養費を  
支給します



医療費の自己負担額が高額になった場合、家計の負担を少しでも軽くするため次のように高額療養費が支給されます。

○医療費の自己負担が一人、一ヵ月、一つの病院・診療所において五万四千円を超えた場合、その超えた分については高額療養費が支給されます。ただし、市民税非課税世帯については三万円です。

えた分については高額療養費が支給されます。

○一年間に、同一世帯に対し、限度額いっぱいの高額療養費の支給が四回以上あった場合に、四回以降からは、三万円（市民税非課税世帯は二万一千円）を差し引いた分については高額療養費が支給されます。

※ 高額医療費の支払が困難な場合には、高額療養費貸付制度があります。

なお、医療機関によっては、委任払の方法もあります。

詳しい内容については、国保窓口へご相談ください。

問合先 保健環境課国保医療係

現存しない建物に  
固定資産税が課税  
されていませんか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税されていますが次のような場合は

「家屋取りこわし届出書」

を十二月中に税務課まで提出し、正しい課税にご協力ください。

一、建物をこわし、滅失登記が済んでないとき。

一、現存していない建物に課税されているとき。

なお、届出書の用紙は、各出張所にもありますのでご利用ください。

詳しいことは、税務課までお問い合わせください。

年末年始の  
ゴミ収集について



年末年始のゴミ・し尿の収集は次のとおりです。

休業中は、ゴミを持ち出さないようにして、きれいなお正月を過ごせるようにご協力をお願いします。

○持ち込みのゴミ

12月29日（木）～30日（金）の午前9時から午後3時まで受け付けます。ただし、粗大ゴミについては受け付けいたしません。

○し尿処理

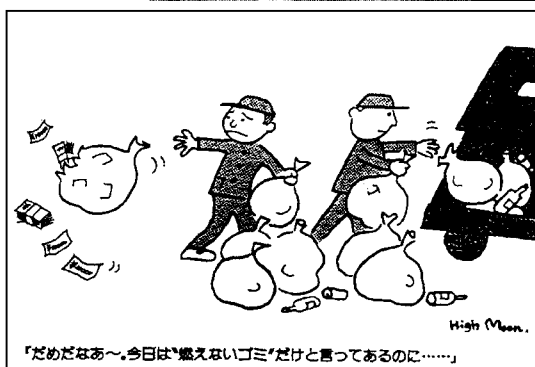
12月30日（金）の正午まで行います。

◎ 可燃物収集日程

区 域	年 末	年 始
月水金の区域	12月30日（金）まで	1月6日（金）から
火木土の区域	12月29日（木）まで	1月5日（木）から

◎ 不燃物収集日程

区 域	年 末	年 始
月曜日の区域	12月26日（月）まで	1月9日（月）から
火曜日の区域	12月27日（火）まで	1月10日（火）から
水曜日の区域	12月28日（水）まで	1月11日（水）から
木曜日の区域	12月29日（木）まで	1月5日（木）から
金曜日の区域	12月30日（金）まで	1月6日（金）から



大月都留広域事務組合  
年末の持ち込みは、処理場が大変混雑しますので、本類及び書類等は、緩じ紐を取ってバラして持ち込んでください。又ひも類については30cmくらいに切って出してください。

問合先 大月都留広域事務組合  
☎（43）8321

※大掃除は、早めに済ませましょう。

※休業中はゴミの持出しは絶対に行わないで下さい。

※粗大ゴミは収集日程通りです。

お願ひ